

能登町立学校における
教職員の多忙化改善実施計画

令和8年3月
能登町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨	1
2	能登町の現状	1
3	目標	3
4	計画の期間	3
5	取組を進めるにあたっての基本方針	4
6	取組を進めるにあたっての留意点	4
7	具体の取組内容	
	(1) 町教育委員会における取組	5
	(2) 学校における取組	5

1. 計画の趣旨

教職員の多忙化改善については、平成29年8月に、県教育委員会、市町教育委員会、学校現場及び関係団体の代表者からなる教職員多忙化改善推進協議会を立ち上げ、学校現場等の意見も聴取しながら協議を重ね、平成30年3月、取組方針を策定し、同年4月より、県下で足並みを揃えながら多忙化改善に向けた取組を進めてきた。

教職員勤務時間調査の集計結果を見ると、小学校、中学校、全日制高等学校において、時間外在校等時間の月平均及び月80時間を超える教職員の割合が、取組前の平成29年度と比較して減少しており、また、教職員の働き方についての意識が変化するなど、取組の成果は確実に現れていると考えている。

しかしながら、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員ゼロの目標は達成できておらず、教職員意識調査からは、業務量の削減、校務のICT化など、多忙化改善を進める余地があるとの意見が多いことから、国による定数改善を引き続き求めていくとともに、多忙化改善を不断の取組として、さらに深掘りした取組を進めていく必要があると考えている。

この度、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、その第8条において、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が令和8年4月から義務付けされたことから、これまでの取組方針を基にして本計画を策定するものである。

2. 能登町の現状

○能登町の多忙化改善に向けた取組状況

年度	取組状況
H30	能登町教職員の多忙化改善に向けたアクションプラン 策定
R7	能登町教職員の多忙化改善に向けたアクションプラン 改訂

○町立学校における令和6年度の時間外在校等時間の状況

(令和1年度及び令和5年度との比較)

校種・課程	期間	時間外在校等 時間の月平均 (時間/月)	時間外在校等時間の人数分布 (割合：%)				
			0～45 時間	～60 時間	～80 時間	～100 時間	100 時間超
小学校	R1年	35.8	64.6	20.5	14.0	0.9	0.0
	R5年	34.2	65.3	18.9	11.5	3.5	0.8
	R6年	32.9	72.0	18.8	7.1	2.0	0.1
中学校	R1年	54.5	39.1	17.4	23.7	11.5	8.3
	R5年	42.4	54.4	16.7	16.1	7.9	4.9
	R6年	39.1	59.3	20.7	15.4	3.8	0.8

月80時間を超える教職員

	R1		R5		R6
●小学校	0.9%	→	4.3%	→	2.1%
●中学校	19.8%	→	12.8%	→	4.6%

○教職員勤務時間調査の集計結果を見ると、小学校と中学校共に時間外在校等時間の月平均の割合が、取組当初と比較すると、いずれも減少。中学校においては、月80時間越えの人数の割合が取組当初と比較すると大きく減少。教職員の働き方についての意識が変化するなど、取組の成果が確実に現れている。

○近年は、時間外在校等時間の月平均の減少幅が小さくなっていること、月80時間を超える教職員がゼロとなっていないこと等の状況があり、さらに深掘りした取組の継続が必要である。

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 時間外在校等時間の月平均を30時間以内に減少させる。
- ・ 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにする。

<参考 石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則>

第二条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一年のうち一箇月において四十五時間を超える月数について六箇月
- 四 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間

(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標

- 今の仕事にやりがいや誇りを感じている教職員の割合 80%以上
- 年次有給休暇等を取りやすい雰囲気があると感じている教職員の割合 80%以上
- 年間の年次有給休暇を10日以上取得した教職員の割合 80%以上
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 10%以下

4. 計画の期間

令和8年4月から令和12年3月まで

5. 取組を進めるにあたっての基本方針

- (1) 長時間勤務をやむなしとするこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、教材研究・授業準備や子供たちと向き合う時間を十分に確保するという観点に立ち、取組を進める。
- (2) 多忙化の抜本的な解消には、国による教職員の定数改善が必要不可欠であり、引き続き国に対して中長期的な定数改善計画の策定を強く求めていく。
- (3) 国による教職員定数の抜本的な改善がない中で、教育の質を落とさず教職員の時間外在校等時間を縮減することは大変難しい課題であるが、国の対応を待つだけでなく、県教育委員会、市町教育委員会、学校現場及び関係団体が問題意識を共有し、足並みを揃えて、出来ることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行していく。

6. 取組を進めるにあたっての留意点

- ・実施計画を全教職員に周知し意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解や協力も得ながら取組を進める。
- ・部活動指導については、教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点や、生徒のニーズに応じた技能の向上を図る観点も十分に踏まえて取組を進める。
- ・文部科学大臣が定める指針で示された「学校と教師の業務の3分類」や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」など、国から出されている方針等を踏まえて取組を進める。
- ・教職員の勤務時間調査を継続するとともに、学校現場の実情を十分に踏まえつつ、効果や課題を丁寧に検証しながら具体的取組を進め、必要に応じて取組の見直し充実を図る。
- ・時間外在校等時間の縮減が目的化し、教育活動がおろそかになったり、時間外在校等時間に行っていた業務が持ち帰り業務とならないよう、十分留意して取組を進める。

※学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	6. 調査・統計等への回答	14. 給食の時間における対応
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	15. 授業準備
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	16. 学習評価や成績処理
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	17. 学校行事の準備・運営
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	10. 校舎の開錠・施錠	18. 進路指導の準備
	11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮	19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	12. 校内清掃	
	13. 部活動	

7. 具体の取組内容

(1) 町教育委員会における重点取組

- ①これまでの継続した取組として、
 - ・町内全ての学校で勤務時間調査を行う。
 - ・ストレスチェックを実施し、教職員の心身の健康管理に努める。
 - ・スクールサポートスタッフ、ICT支援員、特別教育支援員、学校司書など、学校を支える職員を配置する。
 - ・夏季休業中の旧盆を含む1週間を「リフレッシュウィーク」とし、期間中に全ての学校で連続する4日間以上の学校閉庁日を設定する。
- ②授業、校務のICT化を推進し、各種調査や提出物の精選、簡略化、統合を図る。
- ③中学校の部活動の地域展開を推進し、外部人材の活用により業務の軽減を図る。

(2) 学校における重点取組

- ①常に児童生徒の教育のためを念頭に、精選した業務内容を工夫する。
- ②「最終退校時間」を定め、月2回以上の「定時退校日」を設定する。
- ③業務の平準化について十分配慮する。
- ④学校評価において、教職員の働き方や業務改善に関する評価項目を設け、継続的に評価・改善を行う。
- ⑤町内全ての中学校の部活動指導において、町で定めている「能登町における部活動の方針」「能登町部活動の地域移行に関する推進計画」を基に、各学校の部活動基本方針を定め、外部指導者が配置されている場合には、顧問と指導者が連携し、適切な指導を行う。
- ⑥各学校ごとに工夫した取組を積極的に進める。

8. 計画の推進にあたって

本計画は、国が推進する学校における働き方改革に関する一連の方針や、石川県の教職員の多忙化改善に向けた取組方針等を十分に踏まえて、これらとの整合性を図りながら実施する。